燕市保育園整備事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 設置・運営主体となる法人を募集した上、整備を行う新設保育園について、当該主体となる法人を選定するに当たり、公平かつ適正に選定するため、燕市保育園整備事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 選定委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 保育園整備事業者選定に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、選定委員会の目的を達成するために必要と認められる事項
- 2 選定委員会は、前項各号に掲げる事項の審議の結果を燕市教育委員会 (以下「教育委員会」という。) に報告しなければならない。

(組織)

- 第3条 選定委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する10人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 保育に関する学識経験を有する者
 - (2) 社会福祉法人等の財務会計に関する知識を有する者
 - (3) 民生委員児童委員
 - (4) 民営化対象の市立保育園の保護者代表
 - (5) 自治会長その他の地域を代表する者
 - (6) 市立保育園園長会の代表

(任期)

第4条 選定委員会の委員の任期は、委嘱又は任命された日から第2条第2 項に規定する教育委員会への報告が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定め、副委員長は、委員長が指名する。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 選定委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否 同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 選定委員会は、非公開とする。

(意見等の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、 説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員及び第7条に定める関係者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

- 第9条 選定委員会の庶務は、教育委員会子育て支援課において処理する。 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年6月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 当該委員が任期の最初に招集される選定委員会は、第6条第1項の規定に かかわらず教育委員会が招集する。